

- 1 日時 : 令和5年8月8日(火)14時から17時30分まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者:(委員)山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員、菊池委員
(事務局(法務文書課))小谷補佐、片岡チーフ、西川主幹
(公文書館)宅間館長、武田次長、三宮チーフ、宮本主幹、今村主幹、
楠瀬主事、宮本専門員、服部専門員、本澤専門員、織田専門員

4 議事概要

- ・ 公文書館長からの「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問について、まず、公文書館から選別結果について、一次選別と二次選別の結果が違うものや選別会議で議論となったものを中心に説明した。
- ・ 委員会運営要領第8条第4項に基づき歴史公文書該当性の確認をした依田委員及び渡部委員の報告を受け、審議の結果、諮問のあった公文書ファイル(知事部局、公営企業局、教育委員会、県立学校及び県警本部)のうち一部のファイルについて諮問を受けた選別結果から、歴史公文書等該当(移管が適当)及び歴史公文書等非該当(廃棄が適当)と、それぞれ異なる措置とすることが適当と認める旨の答申を行い、これら以外のファイルについては諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行うこととした。
- ・ 知事から、条例第32条第1号の規定に基づき、高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について諮問があった。
法務文書課から同諮問について、令和5年度からの個人情報の保護に関する法律の適用に伴う令和4年度における高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及びそれに伴う高知県個人情報保護条例の廃止による規定の整理を行うもの、との説明があり、審議の結果、同諮問について適当と認める答申を行うこととした。
- ・ 知事から、条例第32条第1号の規定に基づき、高知県公文書管理規程の一部改正について諮問があった。
法務文書課から同諮問について、令和4年度からの電子決裁の導入に伴い規定の整理を行うもの、との説明があり、審議の結果、同諮問について適当と認める答申を行うこととした。

5 諮問に関する主な意見

- ・ 各県立学校の資料について、学校によってファイル名が同じだが中身が違うという場合があり、一つ一つ現物を確認しなければならず選別が煩雑になっている。また保存期間も学校によってばらつきがあるため、県立学校全体として、ファイル名称やその中にとじる資料や保存期間を統一するよう、依頼をしてほしい。
- ・ 指導要録について、今まであった基準として昭和27年より前のものは残す、あるいは特色のある科がある学校は残すということがあったが、室戸高校と高岡高校のように、昔からずっと一連で残っている指導要録についても、それによりその地域の歴史上の変遷などが見えるという点で残していくことがよいのではないかと。

- 教育委員会の裁判関係の資料については実施機関と公文書館の選別が相違しているものもあるが、例えば公文書館が廃棄でよいとしている、ただ個人名が羅列されている文書であっても、歴史的な文書として価値があるかどうかは将来、その時代を研究する時にはじめて分かるものであり、公文書館が廃棄が妥当と選別したものについて、現時点で歴史的には価値がないものであると判断するのは困難であるため、実施機関の選別どおり全て移管と判断とすることとした。

6 その他

- 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で各委員に確認していただくこととした。